

○安城市自治基本条例に関連した事業の取組状況

※【継続】は条例制定後H26までに実施し、H27以降引き継続き実施している事業を、【新規】はH27以降開始した事業を指す。
※「市民参加の実施状況調査」「安城市市民協働推進計画に係る施状況の報告について」「NPOとの協働事業調査について」で調査した事業は別に検証行っており調査対象外とした。

章・節	条	条文	取り組みの状況
			H27以降実施した取組み（継続分も含む。）
第3章 市民	第6条 (知る権利)	市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。	【継続】 ・ツイッター(H23.11～)、フェイスブック(H25.12～)の導入【秘書課】 ・市税概要の公表【市民税課・資産税課・納税課】 ・図書館専用サイト設置(蔵書検索、蔵書・座席等の予約、図書館の計画・活動報告など掲載)【アンフォーレ課】 ・市公式ウェブサイトにおいて福祉サービス等の情報を発信【社会福祉課】 ・安城市虐待等防止地域協議会会議の公表【子育て支援課】 ・子ども子育て会議内容の公表【子育て支援課】 ・「ママフレ」(子育て支援情報)というスマホ対応の情報発信手段を導入【子育て支援課】 ・市道認定路線情報サービス実施(市公式ウェブサイト内)(H24～)【維持管理課】 ・ウェブサイトで安城市営駐車場の情報発信(H26～)【維持管理課】 ・事業計画、実施状況等を市HPに掲載し公表している【南明治整備課】 ・区画整理ニュースの発行【南明治整備課】 ・新聞折込などに区画整理情報(保留地分譲情報)を掲載【区画整理課】 ・土地区画整理事業を5年ごとに再評価、結果公表【区画整理課】 ・水道施設の耐震化などの情報の発信を開始(市公式ウェブサイト) ・教育委員会会議録の公表【総務課】 ・生涯学習情報誌「あんてな」を年4回発行。市内全戸配布【生涯学習課】 【新規】 ・LINEの導入(H30.10～)による情報発信手段の拡充を図った。【秘書課】 ・固定資産税の減免や、償却資産の特例などの制度について、広報・案内文・ホームページ等でPRを実施【資産税課】 ・新たにに施行された生活困窮者自立支援法に関する制度を市公式ウェブサイトに掲載(H31)【社会福祉課】 ・第4次安城市地域福祉計画策定の進捗と策定状況を公表(H29～30)【社会福祉課】 ・いのち支える安城計画(安城市自殺対策計画)の策定・公表【健康推進課】 ・安城市住宅開発事業の手続等に関する条例を制定し、一定以上の開発事業について計画段階からの公開を制度化(H28.4～)【建築課】 ・安城市文化財図録Web版の公開【文化振興課】 ・桜井古墳群保存管理計画書策定・進捗状況公表【文化振興課】 ・国指定史跡 本證寺境内保存活用計画策定・進捗状況公表【文化振興課】
第4章 議会	第10条 (議会の責務)	議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。 2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。	【継続】 ・議会だよりの発行【議事課】 ・議会録画映像ネット配信【議事課】 ・キャッチの放映【議事課】 ・会議録の閲覧、検索【議事課】 【新規】 ・議会ライブ中継ネット配信(施政方針、一般質問、閉会日)(H28.9～)【議事課】 ・電子採決の導入(H30.9～)【議事課】 ・議会及び議員の責務等を定めた安城市議会基本条例を施行(H27.1.1)
第5章 市長その他の執行機関	第12条 (市長等の責務)	第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。	【継続】 ・H27・28 ワークショップを通じて、市民と共に協働のまちづくりに関する基本的知識を学ぶ講座として、まちづくり人養成講座(市民及び職員)を開催【市民協働課】 【新規】 ・県の社会活動推進課を講師として招き、「NPOと行政の協働」と題し、NPOの概要や協働の理念について基本的知識を学ぶ職員研修を開催(H30)【市民協働課】
第6章 市民参加と協働	第14条 (市民参加)	市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。	【継続】 ・市民参加条例(H24.4.1施行)、市民協働推進条例(H24.10.1施行) 【新規】 ・市民参加を推進するためのガイドラインの策定(H30.2)【市民協働課】
	第15条 (コミュニティ)	コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。	【継続】 ・NPO法人へ財政的支援(寄付金の促進)として、「安城市特定非営利活動法人の指定に関する基準、手続等を定める要綱」を施行(H24.11)【市民協働課】 ・市民活動団体が行う事業への財政的支援として、市民活動補助金制度を設置し、運用(H25～)【市民協働課】 ・大東町に、市民活動支援の拠点として、市民交流の場の提供と相談業務を行う市民活動センターを「市民交流センター」として移設・設置(H22.4～)【市民協働課】 ・町内会活動及び公民館施設への補助を実施【市民協働課】 ・町内福祉委員会の活動を支援している。【社会福祉課】 ・ごみ減量推進市民活動支援プログラムを実施し、講師派遣、啓発資材の貸与【ごみゼロ推進課】 ・新安城まちづくり協議会の運営支援【都市計画課】 ・土地区画整理事業施行による人口増加に伴う地域コミュニティの育成及び活性化のため、安城市土地区画整理事業施行区域内におけるコミュニティ施設の設置及び建設に対し補助を実施【区画整理課】 ・桜井駅周辺地区まちづくり委員会の支援を実施【区画整理課】 【新規】 ・ケンサチブランブリ事業を実施し「アグリパーク安城」「スギ薬局」「快足AC」を支援(H29～)【企画情報課・農務課・健康推進課・スポーツ課】 ・ケンサチまちづくりプランを実施【企画情報課】 ・安城市まちなか賑い創出プロジェクトを実施(H27/H28)【アンフォーレ課】 ・学び・健やか・交わりの場として、中心市街地拠点施設「アンフォーレ」をオープン(H29)【アンフォーレ課】 ・中心市街地拠点施設の名称募集(H27)【南明治整備課】 ・福祉団体などへ補助金を交付(H27～)【社会福祉課】 ・NPO法人エコネットあんじょうに環境協働事業を業務委託、環境をテーマとして人が結びつくコミュニティ活動を支援【環境都市推進課】 ・第3次都市計画マスタープランの運用において、「市民とともにつくり・つかう協創」の概念を位置づけ。(H31.2)【都市計画課】 ・区域内におけるコミュニティ施設の設置及び建設に対し補助を実施【区画整理課】 ・地域における健康づくり活動の活性化のため、地域意見交換会開催(8中学校区各1回)(H29)【健康推進課】

章・節	条	条文	取り組みの状況
			H27以降実施した取り組み（継続分も含む。）
	第16条 （連携）	市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。 2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。	【継続】 ・西三河の市町で会議を開催（固定資産税賦課事務の課題に対して情報交換・課題解決）【資産税課】 ・産官学民連携による「安城市減災まちづくり研究会」を組織し、各種団体が連携し様々な防災・減災活動を行っている。 【危機管理課】 ・西三河10市町、企業及び名古屋大学による「西三河防災減災連携研究会」を組織し、共通課題の解決に取り組んでいる。 【危機管理課】 ・桜井駅周辺地区まちづくり委員会が主体となってウォーキングや軽トラ市などを開催し、より多くの市民参加を可能とした。 【南明治整備課】 ・中部環境先進5市の首長サミットで5市の市民団体の情報交換を実施【環境都市推進課】 ・学校における危機管理の状況整備の過程で、町内会など地域防災に深く関わりと情報に密にし、児童生徒の安全確保を地域全体の中にどう位置づけていくのかを考えながら防災マニュアルなどを見直し中【学校教育課】 【新規】 ・三河地域新幹線駅利用促進期成同盟会に参加（R1）【企画情報課】 ・西三河9市1町会議に参加し、情報交換を実施（H27～）【社会福祉課】 ・愛知県37市民生委員児童委員協議会長及び福祉事務所長合同会議に参加（H27～）【社会福祉課】 ・要支援児童に対する情報共有と関係機関相互の連携強化を図る安城市発達支援ネットワーク会議の開催【子ども発達支援課】 ・H31.3月末に閉館した秋葉公園内の環境学習センターに代わり、環境について学ぶ講座などを楽しみながら体験できる新しい拠点を整備（R1.5月オープン）【環境都市推進課】 ・野寺町住民と本證寺について学ぶ本證寺勉強会の開始（H28.1～）【文化振興課】
	第18条 （危機管理）	市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。 2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。 3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。	【継続】 ・ボランティアと被災者を結びつける災害ボランティアコーディネーターの養成講座を、社会福祉協議会及び市内の防災NPO等と協働で年1回開催【市民協働課】 ・災害ボランティアセンターの運営訓練を社会福祉協議会及び市内の防災NPO等と協働で年1回実施【市民協働課】 ・町内会に対し、防犯活動（防犯灯の電気料補助）への補助（R3以降は安城市負担へ切替予定）【市民協働課】 ・あらゆる危機に対し、行政が適正かつ迅速に対応ができる体制を確立すべく、毎年総合防災訓練をはじめとする各種訓練を実施【危機管理課】 ・市民の安全を確保できるよう、防災ラジオを市民や公共施設に普及し、市民への災害情報伝達手段として運用を行っている。 【危機管理課】 ・福祉避難所の運営について社協と協定を結び、災害時に避難生活が困難な高齢者等の要支援者のために、その運営のためのマニュアルを作成し、体制を整えている。 【社会福祉課】 ・災害時に福祉避難所においても避難生活が困難な障害者のために、専門性の高いケアが可能な施設と特定福祉避難所の協定を締結し、その運営のためのマニュアルを作成した。 【障害福祉課】 ・H24に医師会、歯科医師会、薬剤師会、安城更生病院、八千代病院と市で協定を締結【健康推進課】 【新規】 ・災害時における支援物資を備蓄する倉庫として、JAあいち中央と協定を締結（H29）【農務課】 ・災害廃棄物処理基本計画の策定（H29）【ごみゼロ推進課】 ・文化財管理調査時に災害、犯罪その他非常の事態に備えた管理状態を確認【文化振興課】 ・避難行動の基本モデル案を作成（H30）【社会福祉課】 ・避難行動要支援者名簿の情報提供先を追加（H29）【社会福祉課】 ・市内障害者福祉団体27事業者との間で、「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」を締結（H30.3）【障害福祉課・高齢福祉課】
	第19条 （持続可能な社会の形成）	市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」といいます。）の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。 2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。	【継続】 ・例規類集電子化→ペーパーレス化（H25～）【行政課】 ・町内会施設への下水道接続補助【市民協働課】 ・低炭素建築物認定制度を実施。【建築課】 ・本證寺のハスを復活させる活動を行う「本證寺ハスの会」について、大学教授による技術的な指導などを委託する形で、間接的に支援している。 【文化振興課】 【新規】 ・環境基本計画の第3期見直しを実施（H27）。【環境都市推進課】
第7章 市政運営	第20条 （市政運営の基本）	市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。	【新規】 ・第8次総合計画の策定（H28～） ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（H27～）
	第21条 （財政運営）	市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、健全な財政運営を行います。 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。	【継続】 ・市公式ウェブサイト、に、予算書、予算に関する説明書、子ども向けの当初予算の概要、予算編成の流れ、行政報告書、東海財務局による財政状況把握ヒアリングの結果を掲載【財政課】 【新規】 ・市公式ウェブサイト「決算書」を掲載（R1予定）【会計課】
	第22条 （行政評価）	市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。 2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価などを行い、客観性の確保に努めます。	【継続】 ・年1回公開行政レビューを実施【経営管理課】
	第24条 （説明責任等）	市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。 2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。 3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に回答します。	【継続】 ・eモニター制度（H24～）【秘書課】 ・市公式ウェブサイト内に『「市民の声」の公表』し、いただいた意見及び回答を月単位で掲載するとともに、年に1回広報あんじょうでも意見及び回答（抜粋）を掲載【秘書課】 ・公開行政レビューにより、事業内容を市民に説明【経営管理課】 【新規】 ・議会ウェブサイトのリニューアル（H29.10～）【議事課】 ・議会ウェブサイトによるアンケートの実施（H29.10）【議事課】 ・議会ウェブサイト内でfacebookの運用開始（H29.10～）【議事課】